

騎西病院 居宅介護支援センター 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は医療法人愛應会（以下「事業者」という）が開設する騎西病院居宅介護支援センター（以下「事業所」という）が行う、指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という）に対し適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の介護支援専門員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては関係市町村、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
- 4 事業の実施にあたっては利用者自身が複数のサービス事業所から選択することを基本に支援し特定の事業者に不当に偏した情報を提供するような事や利用者の選択を求めることなく同一事業主体のみによる居宅サービス計画（原案）の提示を行わない。
- 5 公正中立なケアマネジメントの確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける「訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与」（以下訪問介護等）の各サービスの利用割合及び、訪問介護等各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合説明を、必要に応じ別紙をもって行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 騎西病院 居宅介護支援センター
- （2）所在地 埼玉県加須市日出安1321番地（騎西病院 隣）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人（介護支援専門員を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる者とする。
- （2）介護支援専門員 常勤1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

（ 営業日及び営業時間 ）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日
休業日 日曜日 及び国民の休日、12月30日から1月3日
（その他、法人の定める休業日あり）
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3）連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

（ 事業の提供方法、及び利用料等 ）

第6条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- （1）利用者の相談を受ける場所・・・利用者等の居宅、あるいは事業所、または相談室等
- （2）使用する課題分析票の種類・・・居宅サービス計画ガイドライン
（全国社会福祉協議会方式）
- （3）サービス担当者会議の開催場所・・・利用者等の居宅あるいは事業所相談室、会議室
（状況によりテレビ電話装置、その他の情報通信機器を使用）
- （4）介護支援専門員の居宅訪問頻度・・・少なくとも月1回以上
- （5）モニタリングの結果記録・・・月1回以上

（ 通常の事業の実施地域 ）

第7条 通常の実施地域は、加須市（旧騎西町区域）とする。

（ 事故発生時の対応 ）

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

（ 個人情報の保護・秘密保持 ）

第9条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者および、その家族の個人情報については事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しない。外部への情報提供については、予め文書により利用者および、その家族の了解を得るものとする。

3 介護支援専門員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、他の業務に従事することとなった場合および退職後においても同様とする。

（ 苦情対応 ）

第10条 提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（ 記録の整備 ）

第11条 指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、定められた期間において保存をする。

（ 虐待防止・身体拘束に関する事項 ）

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待の発生又はその再発を防止する為、指針の整備、委員会の開催、研修の実施、専任担当者を定める事とする。

2 身体的拘束その他、利用者の行動を制限する支援は原則として行わない。

3 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合には、利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録し、保管する。

（ ハラスメントに関する事項 ）

第13条 事業者は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、事業所内または利用者及びその家族、関係事業者等を対象とするハラスメント防止及び対策の為、指針の整備や研修を実施する。

又、ハラスメント事案が発生した際には適切に対応し、必要な措置を講じるものとする。

（ 感染症の予防および蔓延防止に関する事項 ）

第14条 事業者は感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、委員会の開催、研修の実施、専任担当者を定める事とする。

（ 業務継続計画 ）

第15条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為、および、非常時の体制において早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、指針の整備、委員会の開催、研修の実施、専任担当者を定めるなど必要な措置を講ずる。

（ その他運営についての留意事項 ）

第16条 事業者は事業の質的向上を図るための研修機会を設け、業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人愛應会理事長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 その他、介護保険法等の改正があった際には、それに基づき運営する。

< 附 則 >

この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
平成21年12月 1日から施行する。
平成22年 3月23日から施行する。
平成25年 3月 1日から施行する。
平成27年10月 1日から施行する。
平成28年 3月25日から施行する。
平成29年 5月30日から施行する。
令和 2年 2月10日から施行する。
令和 2年 6月 1日から施行する。
令和 4年 3月15日から施行する。
令和 6年 4月 1日から施行する。